



金沢市公報

第2640号

平成21年(2009年)11月24日
 〒920-8577
 金沢市広坂1丁目1番1号
 発行所 金沢市役所
 (題字 山出金沢市長)

目次	ページ
●告示	
○市道の区域の変更について (道路管理課)	1
○道路の供用の開始について ()	1
●公告	
○予防接種を行うことについて (健康総務課)	2
○浄化槽保守点検業者の登録事項の変更について (環境指導課)	3
○土地区画整理組合の事業計画の変更の認可について (市街地再生課)	3
○開発行為に関する工事の完了について (建築指導課)	3
●選挙管理委員会告示	
○平成21年12月2日に選挙人名簿に登録する者の氏名等を記載した書面の縦覧の場所について (選挙管理委員会)	4
○平成21年12月3日現在の在外選挙人名簿に登録した者の氏名等を記載した書面の縦覧の場所について ()	4

告 示

●金沢市告示第266号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成21年11月24日から同年12月8日まで一般の縦覧に供します。

平成21年11月24日

金沢市長 山 出 保

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
一級幹線	1級幹線 25号 田上本町線	田上本町土地区画整理事業地内 53街区 1番先から	旧	6.0	576
		田上本町 夕 28番1先まで	新	10.8	576
一般市道	桜町線 18号	桜町 854番1先から	旧	3.9～4.7	44
		桜町 854番6先まで	新	5.0～5.4	44

●金沢市告示第267号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成21年11月24日から同年12月8日まで一般の縦覧に供します。

平成21年11月24日

金沢市長 山 出 保

路線名	区 間	供用開始日
1級幹線 25号 田上本町線	田上本町土地区画整理事業地内 53街区 1番先から 田上本町 夕 28番1先まで	平成21年11月24日
桜町線 18号	桜町 854番1先から 桜町 854番6先まで	〃
小坂 16号 三池町線	三池高柳土地区画整理事業地内 26街区 1番先から 高柳町 十字 55番1先まで	〃

小 坂 73 号	高 柳	町 十一字 10 番 1 先 から	〃
高 柳 町 線	高 柳	町 十一字 32 番 1 先 まで	

公 告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定による予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により、次のとおり公告します。

平成21年11月24日

金沢市長 山 出 保

1 予防接種の種類

インフルエンザ

2 予防接種の対象者の範囲

(1) 65歳以上の者

(2) 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者として予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）第2条の2に規定する者

3 予防接種を行う期間

平成21年11月24日から同年12月31日まで。ただし、次に掲げる者については、当該期間の終期を平成22年1月7日とする。

(1) 平成21年12月21日から同月31日までに65歳になる者

(2) 心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者として予防接種法施行規則第2条の2に規定する者のうち平成21年12月21日から同月31日までに60歳になる者

4 予防接種を行う場所

別表のとおり

5 予防接種を受けることが適当でない者

(1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で、当該予防接種を行う必要がないと認められる者

(2) 明らかな発熱を呈している者

(3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

(4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者

(5) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状のみられた者

(6) (1)から(5)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適當な状態にある者

別表

予防接種を行う 医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	
	医 療 機 関 名	所 在 地
島 田 由 佳 池 田 和 隆 藤 本 学 石 井 貴 之 徳 海 裕 史 太 田 敬 小 林 淳 二 白 尾 裕 上 原 雅 美 石 政 寛 酒 井 あ や 木 原 鴻 洋	浅ノ川総合病院	金沢市小坂町中83番地
浜 田 明	浜田医院	金沢市小立野4-6-7

松 田 明 北 山 外喜蔵	まつだクリニック	能美市浜開発町丁97-3
------------------	----------	--------------

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第6条第2項において準用する同条例第4条第1項の規定により、次の者の浄化槽保守点検業者登録簿を変更登録したので公告します。

平成21年11月24日

金沢市長 山 出 保

登録番号	名 称	所 在 地	変更登録年月日
1	徳野設備工業 株式会社	金沢市神宮寺2丁目5番3号	平成21年11月7日

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

平成21年11月24日

金沢市長 山 出 保

土地区画整理組合の名称	事業施行期間	施行地区	事務所の所在地	設立認可の年月日	変更認可の年月日
金沢市無量寺第二土地区画整理組合	平成16年11月1日から平成24年3月31日まで	金沢市無量寺町イ、ロ、ハ、ニ及びホ、畝田東4丁目、鞍月3丁目並びに戸水2丁目の各一部	金沢市無量寺1丁目99番地	平成16年10月22日	平成21年11月16日

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

平成21年11月24日

金沢市長 山 出 保

1

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
金沢市磯部町ヌ36番1	金沢市磯部町ヲ111番地 北川 正彦

2

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公共施設の種類、位置及び区域	開発許可を受けた者の住所及び氏名
第一工区：金沢市円光寺本町95番1、95番3から95番6まで、97番3及び97番4	道路 金沢市円光寺本町95番3、95番4、97番3及び97番4	金沢市山科3丁目1番2号 有限会社 宮川不動産商会 代表取締役 宮川 忠弘
金沢市柳橋町甲43番2から43番6まで及び44番2から44番6まで並びに金沢市所管の法定外公共物の一部	道路 金沢市柳橋町甲43番4及び44番4並びに金沢市所管の法定外公共物の一部	金沢市泉野町1丁目9番9号 中央土地建物 株式会社 代表取締役 高澤 和浩

選挙管理委員会告示

●金沢市選挙管理委員会告示第49号

平成21年12月2日に選挙人名簿に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定による縦覧の場所を次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示します。

平成21年11月24日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

場 所 金沢市広坂1丁目1番1号
金沢市選挙管理委員会

備 考 縦覧日時は、平成21年12月3日から同月7日までの間
毎日午前8時30分から午後5時まで

●金沢市選挙管理委員会告示第50号

平成21年12月3日現在の在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日（当該在外選挙人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合及び平成6年5月1日前に住民基本台帳に記録されたことがある者であって、同日以後いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがないものである場合には、その者の氏名、経由領事官の名称及び生年月日）を記載した書面の公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の7第1項の規定による縦覧の場所は、次のとおりです。

平成21年11月24日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

場 所 金沢市広坂1丁目1番1号
金沢市選挙管理委員会

備 考 縦覧日時は、平成21年12月3日から同月7日までの間
毎日午前8時30分から午後5時まで

平成21年(2009年)11月24日	印刷	発行人	金 沢 市
平成21年(2009年)11月24日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価	120円	印刷所	石川県金沢市黒田1丁目65番地 カネモト印刷(株)